

## 社会福祉法人小川大富福社会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小川大富福社会（以下「法人」という。）の評議員、役員及び委員等の報酬及び実費弁償について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 報酬は、評議員、役員及び委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (会議への出席報酬等)

第3条 評議員若しくは役員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、評議員会及び理事会が同一日に開催されたときは、どちらか一方の会議に係る出席報酬等とする。

### (業務への勤務報酬等)

第4条 評議員が評議員会以外の日において、若しくは役員が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 評議員選任・解任委員会委員がその職務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

### (報酬等の支払方法)

第5条 第3条及び第4条の報酬等については、その都度現金にて支払う。

### (出張旅費)

第6条 評議員、役員及び委員等が法人業務のため出張する場合は、別表3により日当及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行わなければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
評議員会	なし	3,000 円	日額
理 事 会	なし	3,000 円	日額

\*実費弁償費の額は、源泉徴収後の受け取り額とする。また、交通費の実費が実費弁償費を超える場合には、その実費とする。

別表2 (第4条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長	なし	3,000 円	日額
理 事	なし	3,000 円	日額
評 議 員	なし	3,000 円	日額
監 事	なし	3,000 円	日額
第三者委員	なし	3,000 円	日額
評議員選任・解任委員会委員	なし	3,000 円	日額

\*実費弁償費の額は、源泉徴収後の受け取り額とする。また、交通費の実費が実費弁償費を超える場合には、その実費とする。

別表3 (第6条関係)

旅 費	宿 泊 費	日 当	その他
実 費 額	日額 12,000 円	3,000 円	実費額